



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第984号 (一部抜粋)



令和5年8月23日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 「有機同等性について」 ◆



日本で有機 JAS の認証を取得した酒類が、「有機同等性」により 8 月末から「有機」と名乗ってカナダに輸出できるようになります。今回はその「有機同等性」についてご紹介します。

日本で有機食品を販売するには、守らなければいけない制度として有機 JAS 制度があります。この日本の有機 JAS 制度と似た制度を持つ国や地域は世界中にあります。それらの制度はそれぞれの国の法律などでルールが定められており、有機食品を輸出するには、輸出先の国の制度に基づいた有機認証を取得する必要があります。その輸出先国の認証を取得するには高額な手数料を支払ったり、英文で書類を作成したりするなど、お金と手間がかかります。

これを解消する仕組みが「有機同等性」です。2 国間で有機認証の体制や基準などが同一水準と承認し合うことで、自国の認証さえ取得すれば相手国でも有機食品として販売できます。現在日本は EU 加盟国、英国、米国、スイス、カナダ、台湾と相互承認しています。

世界的に有機食品の市場は年々拡大しています。「有機同等性」がもっと活用されれば、消費者にとっては世界中の有機食品を手にする機会が増え、日本の事業者にとっては輸出拡大のチャンスにつながると期待されます。

JAS 法について、農林水産省のウェブサイトにも記載がございます。詳細については、こちらも併せてご覧ください。

(有機 JAS に関するウェブサイト：有機食品の検査認証制度 (農林水産省))

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html